

京都市農業指導所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第129号

京都市農業指導所規則の一部を改正する規則

京都市農業指導所規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市農業振興センター規則

第1条第1項中「の指導」を「の普及」に、「京都市農業指導所（以下「指導所」）を「京都市農業振興センター（以下「センター」）に改め、同条第2項中「指導所」を「センター」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

センターに次の職員を置く。

所長

農政係長

担い手支援係長

施設係長

その他の職員 若干人

第2条第2項及び第3条第1項中「指導所」を「センター」に改める。

第5条各号列記以外の部分及び第1号中「指導所」を「センター」に改め、同条第2号中「指導」を「普及」に改める。

別表北部農業指導所の項中「北部農業指導所」を「北部農業振興センター」に改め、同表西部農業指導所の項中「西部農業指導所」を「西部農業振興センター」に、「京北農林事務所」を「京北農林業振興センター」に改め、同表東部農業指導所の項中「東

部農業指導所」を「東部農業振興センター」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)